

B 市町村・県教育委員会で取り組んで欲しいこと

1 調査・照会・通知・依頼等の見直し

調査・照会は厳選し、最小限にとどめるとともに、余裕をもった報告・回答期限とするよう努める。

(1) 各学校に調査等を依頼する場合は、他の類似調査の結果を活用する等して、調査項目の削減に努める。

(2) 調査等の内容を精選し、調査の簡素化に努める。

(3) 通知・依頼、調査・照会は、目的に応じ、メール・FAX等を活用し、その周知を迅速に行い、報告・回答に要する時間を確保するよう努める。

教育委員会は、小・中学校に対して、調査、照会、通知、依頼等を行うことが多い。

その際、事務局内で、各学校の負担を軽減するために、調査、照会、通知、依頼等の在り方を見直し、改善を図る必要がある。

(1) 各学校に調査等を依頼する場合は、他の類似調査の結果を活用する等して、調査項目の削減に努める。

各学校に調査等を依頼する際は、他に類似調査はないかを確認し、ある場合は、調査内容の重複を避けるよう内容を削減したり、実施済みの調査結果を活用したりするなど、調査項目の削減に努める。

(2) 調査等の内容を精選し、調査等の簡素化に努める。

各学校に調査等を依頼する際は、学校の負担を減らすように、できるだけ調査等の内容を精選したり、調査等の項目を削減したりして、簡素化に努める。

また、短時間で正確に集計できるように、集計の様式を改善する。

(3) 通知・依頼、調査・照会は、目的に応じ、メール・FAX等を活用し、その周知を迅速に行い、報告・回答に要する時間を確保するよう努める。

各学校に通知・依頼、調査・照会を行う場合は、内容によっては、通知・依頼にメールやFAXを活用し、迅速かつ効率的に周知するとともに、学校が、調査・照会の報告・回答に要する時間を十分にとれるように努める。

2 業務の進め方の見直し

復命書、報告書等の簡略化と文書処理の簡素化を検討する。

- (1) 教職員に提出を求める復命書・報告書等の様式を見直し、簡略化を図る。
- (2) 学校に提出を求める書類は、様式を電子媒体で提供し、内容によってはメール等での提出を認め、作成や送付の作業負担の軽減を図る。
- (3) 校務分掌業務や情報の伝達・共有にコンピュータを活用できるよう、地方交付税措置を活用し、各学校に教職員用コンピュータの配置と校内LANの整備に努める。

各学校や教職員に作成を求める復命書や報告等の様式を、教育委員会が定め示していることが多い。作成の負担を軽減するために、関係書類の様式を見直すとともに、提出の方法も改善を図る必要がある。

また、各学校での校務分掌の業務遂行に、コンピュータが活用できるよう整備が求められる。

- (1) 教職員に提出を求める復命書・報告書等の様式を見直し、簡略化を図る。

学校の教職員に提出を求める復命書や報告書等は、その記入が短時間で記入できるように、様式の簡略化に努める。

- (2) 学校に提出を求める書類は、様式を電子媒体で提供し、内容によってはメール等での提出を認め、作成や送付の作業負担の軽減を図る。

学校に提出を求める書類は、担当者が短時間で効率的に作成できるよう、予め書類の様式を電子媒体で提供し、内容のみを記載できるように努める。また、提出もメール等で行えるようにし、書類の作成や送付にかかわる学校の負担を軽くするよう努める。

- (3) 校務分掌業務や情報の伝達・共有にコンピュータを活用できるよう、地方交付税措置を活用し、各学校に教職員用コンピュータの配置と校内LANの整備に努める。

市町村教育委員会は、職員が、校務分掌の業務や様々な情報の伝達や共有に、コンピュータが活用できるように、地方交付税措置を有効に活用し、各学校に一人一台の教職員用コンピュータの配置と校内コンピュータ・ネットワークを整備するよう努める。

3 会議・研修等の見直し

会議・研修会等の開催は、支障がない場合は、長期休業期間中に実施するほか、厳選するよう検討する。

- (1) 県教育委員会や教育事務所が行う会議・研修会等のうちで、市町村教育委員会でも同様の会議・研修会等を行っている場合、役割分担を明確にして、その実施主体を見直す。
- (2) 会議・研修会等は、内容を見直し、回数や時間の削減に努め、協議・研修内容を精選する。
- (3) 長期休業中に研修を行う場合は、内容によっては、選択(希望)研修として教員の負担感を軽減する。
- (4) 小規模・複式学級を有する学校の教職員に会議・研修会等への出席・参加を求める場合は、その内容によっては、児童生徒の指導を優先することを認める。

教育委員会主催の教職員に出席や参加を求める会議や研修等については、教職員が教育活動や分掌業務を勤務時間内に行う時間を確保できるよう、その開催、開催時期・時間、回数、対象者等を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 県教育委員会や教育事務所が行う会議・研修会等のうちで、市町村教育委員会でも同様の会議・研修会等を行っている場合、役割分担を明確にして、その実施主体を見直す。

類似した会議・研修会等を行う場合は、その開催の趣旨を明らかにし、重複する内容がある場合は、両者が連携し、その実施を見直す。

- (2) 会議・研修会等は、内容を見直し、回数や時間の削減に努め、協議・研修内容を精選する。

開催する会議・研修会等は、その内容を見直し、回数や時間の削減に努めたり、協議内容や研修内容を精選したりして、学校や参加者の負担を軽減する。

- (3) 長期休業中に研修を行う場合は、内容によっては、選択(希望)研修として教員の負担感を軽減する。

長期休業中に実施する研修は、職員が必要に応じて、休暇を取得しやすくなるように、可能な限り悉皆研修とせず、選択(希望)研修とする。

- (4) 小規模・複式学級を有する学校の教職員に会議・研修会等への出席・参加を求める場合は、内容によっては、児童生徒の指導を優先することを認める。

小規模・複式学級を有する学校の教職員に対して、会議・研修会等へ出席・参加を求める場合は、児童生徒を指導することを優先させることを認めるよう配慮する。

4 研究指定の見直し

研究指定や学校公開研究会の目的や内容を見直し、その在り方を検討する。

- (1) 研究指定や学校公開研究会を見直し、精選する。
- (2) 研究成果の公表は、その目的に応じ、学校公開研究会以外の報告書で行う方法も検討する。
- (3) 校内での研究・研修の内容は、学校や児童生徒の実態を踏まえ、より実践的なものとなるように、その改善・充実の支援に努める。

研究指定や学校公開研究会は、教員の資質能力の向上に重要な役割を果たしてきた。

しかし、その取り組みの中には、児童生徒の指導の改善に直接結びつかない内容もあったことから、研究指定や学校公開研究会等を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 研究指定や学校公開研究会を見直し、精選する。

市町村教育委員会や県教育委員会が行う研究指定や、研究指定に伴う学校公開研究会を見直し、精選する。

- (2) 研究成果の公表は、その目的に応じ、学校公開研究会以外の報告書で行う方法も検討する。

市町村・県教育委員会の研究指定校が研究成果を公表する場合、学校公開研究会によらずに、報告書で行う方法も検討する。

また、報告書の様式についても見直し、学校にとって大きな負担とならないよう留意する。

- (3) 校内での研究・研修の推進を、学校や児童生徒の実態を踏まえ、より実践的なものとなるように、その改善・充実の支援に努める。

市町村教育委員会や県教育委員会は、各学校の研究・研修が、教職員の資質や指導力の向上に繋がるように、その改善・充実の支援に努める。

5 学校に参加を求める各種主催事業の見直し

児童生徒・教職員の参加を求める事業を見直し、参加者を最小限とするよう検討する。

- (1) 児童生徒・教職員の参加を要請する事業を精選する。
- (2) 各種事業が、学校の教育課題の改善・充実に繋がるよう内容を見直し、内容によっては参加を希望制にする。
- (3) 会議や研修会は必要性や緊急性を考えて開催する。
- (4) 小・中学校体育連盟、中学校文化連盟、体育・文化関係団体、教育研究団体等任意団体の事業への参加は、過度の負担とならないよう調整を要請する。
- (5) 私学協会に、入試説明会の合同開催や学校見学の開催期日等について、配慮を要請する。

現在、教育委員会主催で、児童生徒の参加を要請する事業が様々行われている。

しかし、小・中学校は、外部団体主催の事業への参加要請も多くあり、その対応に苦慮していることから、児童生徒の参加を求める事業を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 児童生徒・教職員の参加を要請する事業を精選する。

市町村教育委員会や県教育委員会が実施する児童生徒・教職員に参加を求める事業はできるだけ精選する。

- (2) 各種事業が、学校の教育課題の改善・充実に繋がるよう内容を見直し、内容によっては参加を希望制にする。

市町村教育委員会や県教育委員会が実施する各種事業が、各学校の教育課題の改善・充実に繋がるように、その内容を見直し、内容によっては参加を希望制とする。

- (3) 会議や研修会は必要性や緊急性を考えて開催する。

市町村教育委員会や県教育委員会が、会議や研修会を開催する場合は、その必要性や緊急性を十分に考えて、参加しやすい時期や時間となるよう配慮する。

- (4) 小・中学校体育連盟、中学校文化連盟、体育・文化関係団体、教育研究団体等任意団体の事業への参加は、過度の負担とならないよう調整を要請する。

市町村教育委員会や県教育委員会は、児童生徒が参加する体育連盟や文化連盟等任意団体の事業について、関係団体と学校との円滑な連絡・調整が図られるよう協力する。

- (5) 私学協会に、入試説明会の合同開催や学校見学会の実施について、配慮を要請する。

私学協会に、入試説明会や学校見学会の実施について、会合同開催や土日開催等の配慮を要請する。

6 多忙化問題への取組

多忙化問題の改善のために、教職員の勤務の状況とその改善の状況を継続的に把握し、普段から対応策を検討する。

- (1) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所が連携して、教員の多忙化問題に積極的に取り組む。
- (2) 市町村教育委員会や県教育委員会・教育事務所の施策や事業の整理を行う。
- (3) 各学校における定時退校日を設定するよう奨励する。
- (4) 市町村・県教育委員会は、労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、教職員の安全管理と心身の健康管理に努める。

多忙化問題は、教職員の心身の健康の保持にも係る問題であることから、日頃から教職員の勤務実態の把握し、教育委員会としても継続的に多忙化問題の改善に取り組むとともに、学校での取り組みを支援していく必要がある。

- (1) 市町村教育委員会と県教育委員会・教育事務所が連携して、教員の多忙化問題に積極的に取り組む。

多忙化問題は、学校だけでは改善が難しいことが多いことから、県教育委員会・教育事務所と市町村教育委員会が連携して、教職員の勤務実態とその改善状況を継続的に把握し、問題の改善のための手立てを講じる。

- (2) 市町村教育委員会や県教育委員会・教育事務所の施策や事業の整理を行う。

県教育委員会・教育事務所や市町村教育委員会が行う施策や事業で、類似のものがあれば、より施策や事業のねらいが達成できるよう役割分担を明確にして見直し、共同または一方が行うよう整理・統合する。

- (3) 各学校における定時退校日を設定するよう奨励する。

市町村教育委員会は、各学校に対して職員が月・週を単位として、定時に勤務を終え、退校する日を設定することを奨励する。

- (4) 市町村・県教育委員会は、労働安全衛生法改正の趣旨を踏まえ、教職員の安全管理と心身の健康管理に努める。

労働安全衛生法(平成 18 年 4 月 1 日施行)の改正の趣旨を踏まえ、市町村・県教育委員会は、労働時間の適正な把握、安全衛生委員会の設置等による労働安全衛生体制の整備や労働安全衛生教育等により、教職員の安全管理と心身の健康管理に一層努める。